

国家的に重要な研究開発の評価の今後の進め方について（案）

平成 17 年 月 日
評価専門調査会

総合科学技術会議は、「『国の研究開発評価に関する大綱的指針』のフォローアップ結果及び大綱的指針の見直し等について」（平成 17 年 3 月 29 日）において、総合科学技術会議が自ら行う国家的に重要な研究開発の評価について、これまで以上に我が国の科学技術政策のいわゆる「司令塔」としての戦略的活動に資するよう、充実すべきであり、当該評価の枠組みについて検討することとした。

これを受けて、評価専門調査会で検討を行った結果は以下のとおりであり、平成 18 年度以降総合科学技術会議が実施する評価は、資料 - の「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について（案）」によって行うことが適当である。

1. これまでの枠組み

「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成 15 年 3 月 28 日）を以下のとおり決定し、現在に至っている。

大規模新規研究開発

新たに実施が予定される国費総額が約 300 億円以上の研究開発

総合科学技術会議が指定する研究開発

総合科学技術会議が以下の観点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・ 科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・ 社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

2. 枠組みの見直しについて

(1) 大規模研究開発の評価

将来にわたり多額の予算が必要となる大規模な研究開発については、その開始判断において、総合科学技術会議の視点から専門家・有識者を交えた詳細な検討による評価を行い、推進体制の改善や予算配分に反映することが可能であり、総合科学技術会議が自ら行う評価として重要で

ある。また、その重要度にかんがみ、研究開発が開始された後に、当該研究開発を取り巻く外部環境の重大な変化や研究開発計画の見直しの必要性等が生じた場合には、関係府省による中間評価に加え、総合科学技術会議の視点から評価を行い、外部環境の重大な変化等に即した計画の変更、推進体制の見直し等に反映することが望ましい。このような観点から、総合科学技術会議が行う大規模な研究開発の評価については、今後一層充実させていく必要がある。

このため、大規模な研究開発の評価については、今後、次のような対応を行うことが適当である。なお、国家安全保障上の理由等のために機密保持が必要な研究開発は、評価対象とすることは困難と考えられる。

- 1) 当該年度に予算要求される研究開発のうち国費総額が約300億円以上の研究開発について評価を実施する。
- 2) これまで実施してきた事前評価に加え、必要に応じて中間評価を実施し、研究計画の見直し、運営の改善等に活用する。さらに、事後評価を実施して、計画の目的・目標の達成状況並びに研究開発の効果を確認し、次の段階の研究開発の事前評価等に活用するとともに、必要に応じて追跡評価を実施して、研究開発成果の波及効果、施設の稼働状況等を確認し、よりよい政策・施策の形成等に活用する。

中間評価の実施に当たっては、評価専門調査会が関係府省における中間評価の結果も踏まえつつ、当該研究開発をめぐる外部環境の重大な変化、研究開発計画の見直しの必要性の有無等を調査・検討し、中間評価の実施の必要の有無を判断する。

追跡評価については、期待される社会・経済等への効果の大きさ等の観点から、評価専門調査会が追跡評価の実施の必要の有無を判断する。

(2) 総合科学技術会議が指定して行う評価

総合科学技術会議は、国家的に重要な研究開発について、評価が必要と認められるものを適時適切に選択して評価する必要がある。このため、評価専門調査会が特定の研究開発について、府省における対応も踏まえつつ、評価を行う必要があるかどうかをあらかじめ調査・検討し、必要に応じて総合科学技術会議がこれを指定して評価する仕組みは重要と考えられる。

したがって、本評価方法は継続することが適当である。

なお、総合科学技術会議が指定して行う評価の対象には、研究開発課題のほか、競争的研究資金制度のような研究開発制度も該当するものであることから、このような研究開発制度についても総合科学技術会議による評価の必要性の有無を検討していくことが適当である。

評価専門調査会における指定の必要性の検討は、従来どおり、指定候

補の研究開発を会長が発議することにより開始することとし、評価専門調査会の議員・委員が随時指定候補とすべき研究開発を会長に提案できるとすることが適当である。

(3) 評価方法

国家的に重要な研究開発の評価の実施にあたっては、評価専門調査会が必要に応じ、内部に評価検討会を設置し、専門家・有識者を招聘して調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行うことが適当である。

なお、招聘する専門家・有識者の選任は評価専門調査会長が行い、この選任について評価専門調査会の議員・委員は意見を述べることもできるとすることが適当である。

また、調査・検討において被評価者として説明にあたる者は、行政部局の担当責任者と研究代表者を原則とし、府省の評価結果がある場合はこれを参考とすることが適当である。

特に、大規模な研究開発の中間評価、事後評価及び追跡評価においては、評価の重複並びに評価に伴う過重な作業負担を回避するため、関係府省による評価結果の活用等により効率的な評価の実施に努めることが適当である。

(4) 評価のフォローアップ

大規模研究開発の事前評価結果における指摘事項への各府省及び研究実施機関の対応状況について、評価専門調査会がフォローアップを行うことが適当である。

なお、事前評価実施時の概算要求額が政府予算案の確定時において大幅に変動した場合には、当該変動に伴う研究開発の変更内容等について評価専門調査会が確認等を行うことが適当である。

国家的に重要な研究開発の評価の今後の進め方

